

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第三条（略）</p> <p>事務</p> <p>五 （建築基準法関係） （略）</p> <p>(1)―(5)（略）</p> <p>(6) 法第十八条第三十八項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定</p> <p>(7)―(20)（略）</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（三次市については、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務（政令第百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。）に限る。）及び(13)に掲げる事務（政令第百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>事務</p> <p>五 （建築基準法関係） （略）</p> <p>(1)―(5)（略）</p> <p>(6) 法第十八条第二十四項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定</p> <p>(7)―(20)（略）</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（三次市については、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務（政令第百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。）に限る。）及び(13)に掲げる事務（政令第百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）</p>

	<p>事務（政令第四百四十八条第五項に規定するものに限る。）、(18)及び(19)に掲げる事務（政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）並びに(20)に掲げる事務（政令第四百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。）、同条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもの）のうち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）を除く。）</p>		<p>事務（政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）並びに(20)に掲げる事務（政令第四百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。）、同条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもの）のうち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）を除く。）</p>
--	--	--	--

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日から施行する。